

	H2	H3
	I2	I3
J1	J2	J3

凡例
 都市機能誘導区域
 居住誘導区域

誘導施設

【都心地区】

医療施設
 (地域医療支援病院)
 ・医療法第4条に規定される地域医療支援病院

総合福祉センター
 ・松山市総合福祉センター条例(平成29年条例第16号)に規定される総合福祉センター

商業施設(スーパー・百貨店等)
 ・以下の商業分種に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
 □ 日本標準商業分種(総務省: H25.10&訂の
 小分種のうち、
 S61「百貨店・総合スーパー」
 S68「その他の各種食品小売業」
 S81「各種卸売小売業」
 S82「野菜・果実小売業」
 S83「食肉小売業」
 S84「鮮魚小売業」

商業施設(温浴施設)
 ・松山市温浴法(条例第1号)に規定される公営温浴

教育施設(大学・短大・専修学校)
 ・学校教育法第1条に規定される大学
 ・ # 第134条に規定される専修学校
 ・ # 第134条に規定される各種学校

文化施設(図書館・美術館・博物館等)
 ・図書館法第2条第1項に規定される図書館
 ・博物館法第1条、同法第4条に規定される美術館・博物館、博物館用施設

文化施設(ホール)
 ・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

【その他地区】

商業施設(スーパー・百貨店等)
 ・以下の商業分種に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
 □ 日本標準商業分種(総務省: H25.10&訂の
 小分種のうち、
 S61「百貨店・総合スーパー」
 S68「その他の各種食品小売業」
 S81「各種卸売小売業」
 S82「野菜・果実小売業」
 S83「食肉小売業」
 S84「鮮魚小売業」

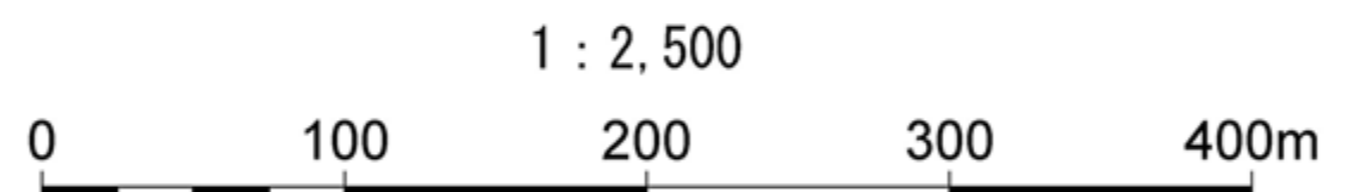
教育施設(大学・短大・専修学校)
 ・学校教育法第1条に規定される大学
 ・ # 第134条に規定される専修学校
 ・ # 第134条に規定される各種学校

文化施設(図書館・美術館・博物館等)
 ・図書館法第2条第1項に規定される図書館
 ・博物館法第1条、同法第4条に規定される美術館・博物館、博物館用施設

文化施設(ホール)
 ・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

【誘導区域と災害ハザード】
 ・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水・津波による浸水想定区域を含んでいます。
 ・災害ハザードの詳細は、「防災マップ」(「防災マップ」)、「まつやま内水ハザードマップ」、「愛媛県HPなどをご確認ください。

都市機能誘導区域
 三津駅・三津浜駅周辺地区



この地図は、「松山市都市計画図(平成29年2月修正)」を基図にしています。
 平面直角座標値は、世界測地系に対応する。座標系: 第四系